

令和7年11月26日
総務部職員厚生課

職員の給与改定等に伴う関係条例の一部改正について

令和7年特別区人事委員会勧告等に基づき職員の給与を改定する必要が生じたため、次のとおり「職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）」、「幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「幼教給与条例」という。）」、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付給与条例」という。）」及び「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度給与条例」という。）」の一部を改正する。

1 改正内容

(1) 給料表の改定

項 目	内 容	施行年月日
常勤職員に係る給料表の改定 【給与条例別表第1、別表第2】 【幼教給与条例別表第1】 【任期付給与条例別表第1】	※ 特別区人事委員会勧告のとおり実施 《行政職給料表（一）》 ①公民較差（14,860円（3.80%））を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給についての給料月額を引上げ ②初任給について、人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ 《その他の給料表》 行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定	改正条例の公布の日 （適用は令和7年4月1日）

※特別区人事委員会勧告のうち、管理職給料表の見直し（令和8年4月1日施行）については、令和8年第1回定例会において提案する予定

(2) 特別給の改定

項 目	内 容					施行年月日
令和7年度における特別給(期末・勤勉手当) 【給与条例第21条、第21条の4】 【幼教給与条例第27条、第30条】 【任期付給与条例第7条】 【会計年度給与条例第17条、第17条の2】	※ 特別区人事委員会勧告のとおり実施（一般職員・管理職員・特定任期付職員） ①現行の4.85月を4.90月に引上げ（0.05月分引上げ） ②引上げ分は、12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分 《令和7年度12月期の支給月数》					改正条例の公布の日
			期末	勤勉	合計	
	一般職員	支給月数	1.275月 (0.725月)	1.20月 (0.60月)	2.475月 (1.325月)	
		引上げ分	0.025月 (0.025月)	0.025月 (0.025月)	0.05月 (0.05月)	
	管理職員	支給月数	1.10月 (0.6375月)	1.375月 (0.6875月)	2.475月 (1.325月)	
		引上げ分	0.025月 (0.025月)	0.025月 (0.025月)	0.05月 (0.05月)	
	特定任期付職員	支給月数	1.025月	0.95月	1.975月	
		引上げ分	0.025月	0.025月	0.05月	
	(注) () 内は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の月数					

項 目	内 容				施行年月日	
	※ 会計年度任用職員についても、常勤職員（一般職員）と同様とする 《令和7年度12月期の支給月数》					
		期末	勤勉	合計		
	支給月数	1.275 月	1.20 月	2.475 月		
	引上げ分	0.025 月	0.025 月	0.05 月		
令和8年度以降における特別給（期末・勤勉手当） 【給与条例第21条、第21条の4】 【幼教給与条例第27条、第30条】 【任期付給与条例第7条】 【会計年度給与条例第17条、第17条の2】	※ 特別区人事委員会勧告のとおり実施（一般職員・管理職員・特定任期付職員） 令和8年度以降の引上げ分は、6月期・12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分 《令和8年度以降の支給月数》					
		期末	勤勉	合計		
	一般職員	6月	支給月数	1.2625 月 (0.7125 月)	1.1875 月 (0.5875 月)	2.45 月 (1.30 月)
			引上げ分	0.0125 月 (0.0125 月)	0.0125 月 (0.0125 月)	0.025 月 (0.025 月)
		12月	支給月数	1.2625 月 (0.7125 月)	1.1875 月 (0.5875 月)	2.45 月 (1.30 月)
			引上げ分	0.0125 月 (0.0125 月)	0.0125 月 (0.0125 月)	0.025 月 (0.025 月)
		合計	支給月数	2.525 月 (1.425 月)	2.375 月 (1.175 月)	4.90 月 (2.60 月)
			引上げ分	0.025 月 (0.025 月)	0.025 月 (0.025 月)	0.05 月 (0.05 月)
	管理職員	6月	支給月数	1.0875 月 (0.625 月)	1.3625 月 (0.675 月)	2.45 月 (1.25 月)
			引上げ分	0.0125 月 (0.0125 月)	0.0125 月 (0.0125 月)	0.025 月 (0.025 月)
		12月	支給月数	1.0875 月 (0.625 月)	1.3625 月 (0.675 月)	2.45 月 (1.25 月)
			引上げ分	0.0125 月 (0.0125 月)	0.0125 月 (0.0125 月)	0.025 月 (0.025 月)
		合計	支給月数	2.175 月 (1.25 月)	2.725 月 (1.35 月)	4.90 月 (2.60 月)
			引上げ分	0.025 月 (0.025 月)	0.025 月 (0.025 月)	0.05 月 (0.05 月)
	特定任期付職員	6月	支給月数	1.0125 月	0.9375 月	1.95 月
			引上げ分	0.0125 月	0.0125 月	0.025 月
		12月	支給月数	1.0125 月	0.9375 月	1.95 月
			引上げ分	0.0125 月	0.0125 月	0.025 月
		合計	支給月数	2.025 月	1.875 月	3.90 月
			引上げ分	0.025 月	0.025 月	0.05 月
	(注) () 内は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の月数					
						令和8年 4月1日

項 目	内 容				施行年月日
	※ 会計年度任用職員についても、常勤職員（一般職員）と同様とする 《令和8年度以降の支給月数》				
		期末	勤勉	合計	
	6 月	支給月数	1.2625 月	1.1875 月	2.45 月
		引上げ分	0.0125 月	0.0125 月	0.025 月
	12 月	支給月数	1.2625 月	1.1875 月	2.45 月
		引上げ分	0.0125 月	0.0125 月	0.025 月
	合計	支給月数	2.525 月	2.375 月	4.90 月
		引上げ分	0.025 月	0.025 月	0.05 月

（３）初任給調整手当の改定

項 目	内 容	施行年月日
初任給調整 手当 【給与条例 第9条の3】	※ 公衆衛生医師の確実な人材確保を図るため、東京都との均衡等を踏まえ、医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の上限額を 326,900 円に引上げ（現行：315,200 円）	改正条例 の公布の 日 （適用は 令和7年 4月1日）

（４）その他規定整備

項 目	内 容	施行年月日
【幼教給与 条例第31条】	※ 義務教育等教員特別手当について、教育公務員特例法の改正に伴い、校務類型に応じて支給することとされたため、所要の規定整備を行う。 【義務教育等教員特別手当】 教育職員の人材を確保する目的から、職務の級及び号給の別に応じた月額を支給する手当	令和8年 1月1日
【会計年度 給与条例別 表】	※ 学校教育法の改正による項ずれに伴う改正	令和8年 4月1日

2 新旧対照表

別紙のとおり

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条による改正後	改正前
○職員の給与に関する条例 昭和26年10月11日条例第11号 (初任給調整手当) 第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの月額 <u>326,900円</u> (2)・(3) 略 2・3 略 (期末手当) 第21条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。	○職員の給与に関する条例 昭和26年10月11日条例第11号 (初任給調整手当) 第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの月額 <u>315,200円</u> (2)・(3) 略 2・3 略 (期末手当) 第21条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。

第 1 条による改正後	改正前
4・5 略 (勤勉手当) 第21条の4 略 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の120</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の137.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 <u>別表第1 略</u> <u>別表第2 略</u>	4・5 略 (勤勉手当) 第21条の4 略 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の135</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の66.25</u>」とする。 <u>別表第1 略</u> <u>別表第2 略</u>

第2条による改正後	第1条による改正後
(期末手当) 第21条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の108.75</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の108.75</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4・5 略 (勤勉手当) 第21条の4 略 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の118.75</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の136.25</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の118.75</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」と、「<u>100分の136.25</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 <u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日等）</u> <u>1 この条例中第1条の規定及び次項から附則第6項までの規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。</u> <u>2 第1条の規定（第21条第2項及び第3項並びに第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関す</u>	(期末手当) 第21条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。 4・5 略 (勤勉手当) 第21条の4 略 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の120</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の137.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。

第2条による改正後	第1条による改正後
<u>る条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。</u> <u>（令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）</u> 3 <u>令和7年4月1日から第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、同条の規定（第21条第2項及び第3項並びに第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。</u> <u>（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整）</u> 4 <u>施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u> <u>（給与の内払）</u> 5 <u>第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u> <u>（委任）</u>	

第 2 条による改正後	第 1 条による改正後
6 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に 関し必要な事項は、人事委員会が定める。	

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正後	改正前
○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当) 第27条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第30条 略 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の120</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の137.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～7 略 (義務教育等教員特別手当)	○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当) 第27条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第30条 略 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の135</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の66.25</u>」とする。 4～7 略 (義務教育等教員特別手当)

第31条 職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。 2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に<u>応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して</u>、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。 <u>別表第1 略</u>	第31条 職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。 2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に<u>応じて</u>、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。 <u>別表第1 略</u>
--	---

第2条による改正後	第1条による改正後
○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当) 第27条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の108.75</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の108.75</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第30条 略 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の118.75</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の136.25</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の118.75</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」と、「<u>100分の136.25</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～7 略 <u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日等）</u> <u>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に</u>	○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当) 第27条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第30条 略 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の120</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の137.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～7 略

定める日から施行する。

(1) 第1条の規定(第31条第2項の改正規定を除く。)及び次項から附則第6項までの規定 公布の日

(2) 第1条の規定(第31条第2項の改正規定に限る。) 令和8年1月1日

(3) 第2条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定(第27条第2項及び第3項、第30条第2項及び第3項並びに第31条第2項の改正規定を除く。)による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 令和7年4月1日から附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定(第27条第2項及び第3項、第30条第2項及び第3項並びに第31条第2項の改正規定を除く。)による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該

適用又は異動の日から第 1 条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第 1 条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条による改正後	改正前								
○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成29年12月 8 日条例第55号 (特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用) 第 7 条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第 3 条、第18条の 3 第 1 項及び第 2 項、第20条、第21条第 2 項、第21条の 4 第 2 項並びに第21条の 5 第 1 項の規定の適用については、給与条例第 3 条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年12月世田谷区条例第55号。以下「任期付職員採用条例」という。）第 6 条の規定」と、給与条例第18条の 3 第 1 項及び第 2 項中「第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第 6 条に規定する」と、給与条例第21条第 2 項ただし書中「第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>」と、給与条例第21条の 4 第 2 項中「第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の137.5</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては、<u>100分の95</u>」と、給与条例第21条の 5 第 1 項中「第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。 別表第 1（第 6 条関係） 特定任期付職員給料表 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>408,000</u> 円</td></tr> </table>	号給	給料月額	1	<u>408,000</u> 円	○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成29年12月 8 日条例第55号 (特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用) 第 7 条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第 3 条、第18条の 3 第 1 項及び第 2 項、第20条、第21条第 2 項、第21条の 4 第 2 項並びに第21条の 5 第 1 項の規定の適用については、給与条例第 3 条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年12月世田谷区条例第55号。以下「任期付職員採用条例」という。）第 6 条の規定」と、給与条例第18条の 3 第 1 項及び第 2 項中「第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第 6 条に規定する」と、給与条例第21条第 2 項ただし書中「第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>」と、給与条例第21条の 4 第 2 項中「第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の135</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては、<u>100分の92.5</u>」と、給与条例第21条の 5 第 1 項中「第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。 別表第 1（第 6 条関係） 特定任期付職員給料表 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u> 円</td></tr> </table>	号給	給料月額	1	<u>392,000</u> 円
号給	給料月額								
1	<u>408,000</u> 円								
号給	給料月額								
1	<u>392,000</u> 円								

第 1 条による改正後				改正前			
	2	<u>451, 000</u>		2	<u>433, 000</u>		
	3	<u>503, 000</u>		3	<u>483, 000</u>		
	4	<u>566, 000</u>		4	<u>544, 000</u>		
	5	<u>639, 000</u>		5	<u>614, 000</u>		
	6	<u>725, 000</u>		6	<u>697, 000</u>		
	7	<u>821, 000</u>		7	<u>789, 000</u>		

第2条による改正後	第1条による改正後
(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用) 第7条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第3条、第18条の3第1項及び第2項、第20条、第21条第2項、第21条の4第2項並びに第21条の5第1項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年12月世田谷区条例第55号。以下「任期付職員採用条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第18条の3第1項及び第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第6条に規定する」と、給与条例第21条第2項ただし書中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の108.75</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の101.25</u>」と、給与条例第21条の4第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の136.25</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては、<u>100分の93.75</u>」と、給与条例第21条の5第1項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。 <u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日等）</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>2 第1条の規定（第7条の改正規定を除く。）による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。</u> <u>（給与の内払）</u>	(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用) 第7条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第3条、第18条の3第1項及び第2項、第20条、第21条第2項、第21条の4第2項並びに第21条の5第1項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年12月世田谷区条例第55号。以下「任期付職員採用条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第18条の3第1項及び第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第6条に規定する」と、給与条例第21条第2項ただし書中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の102.5</u>」と、給与条例第21条の4第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の137.5</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては、<u>100分の95</u>」と、給与条例第21条の5第1項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

- | | |
|---|--|
| <p><u>3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定（第7条の改正規定を除く。）による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</u></p> | |
|---|--|

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条による改正後	改正前
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月 1 日条例第21号 (会計年度任用職員の期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、第 4 条及び第 5 条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 略 (会計年度任用職員の勤勉手当) 第17条の 2 略 2 勤勉手当の額は、第 4 条及び第 5 条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 略	○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月 1 日条例第21号 (会計年度任用職員の期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、第 4 条及び第 5 条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 略 第17条の 2 略 2 勤勉手当の額は、第 4 条及び第 5 条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 略

第2条による改正後	第1条による改正後
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号 (会計年度任用職員の期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 略 (会計年度任用職員の勤勉手当) 第17条の2 1項 略 2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の118.75</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 略 <u>附 則</u> <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。</u> 別表 (第4条関係) 略 備考 1 略 2 この表において「講師」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)<u>第27条第11項</u>に規定する講師をいう。	○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号 (会計年度任用職員の期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 略 (会計年度任用職員の勤勉手当) 第17条の2 1項 略 2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 略 別表 (第4条関係) 略 備考 1 略 2 この表において「講師」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)<u>第27条第10項</u>に規定する講師をいう。